

みんなので支え合い
 生き生きと
 暮らすことができる町へ

介護保険

花でちょっと一休みする蝶。樹も、草も、動物も、鳥も、昆虫も、自然はみんな助け合って生きています。わたしたち人も、支え合い、助け合って生きていくことが大切です。介護保険も、そんな制度の一つです。

65歳以上の人の介護保険料が決まりました (21年度～23年度まで)

介護保険制度は、40歳以上の人が加入者(被保険者)となつて納める保険料と、国や県、町の負担金、介護サービスの利用者負担を財源として運営されています。

第2号被保険者(40歳以上64歳までの人)の保険料は、国民健康保険や健康保険など、その人が加入している医療保険の保険料算定方法に基づいて決定され、医療保険の保険料と併せて納めています。

第1号被保険者(65歳以上の)の保険料は、町に必要な介護サービスの総額に応じて、3年ごとに見直します。

今回、低所得者の保険料の軽減を図り、所得に応じた負担を求めるため、所得段階を細分化。今までの6段階から9段階に見直し、介護保険料の基準額を決定しました。

あなたはどの段階に当たるのか、下のフローチャートを確認し、さらに下の「表1」で、月額保険料などを確認してみてください。

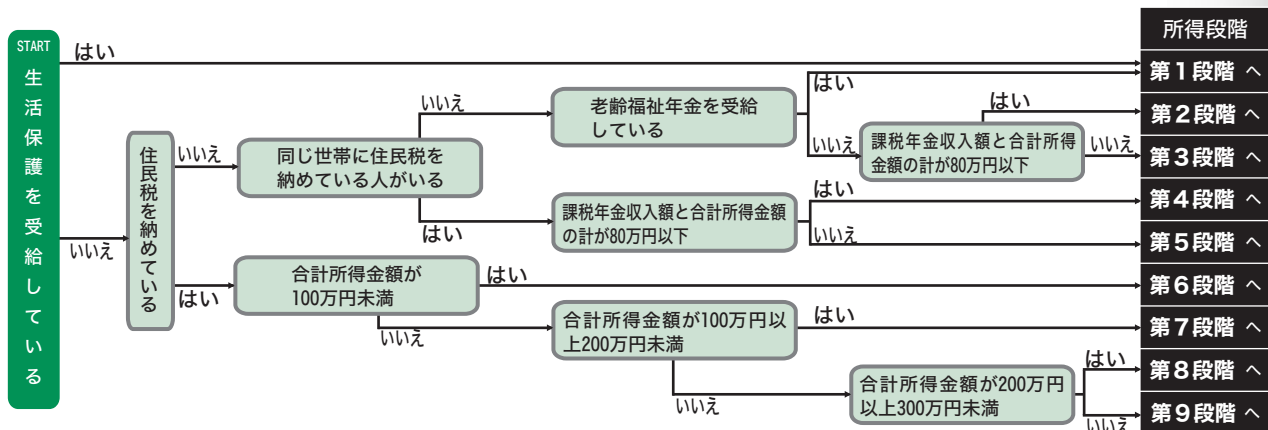
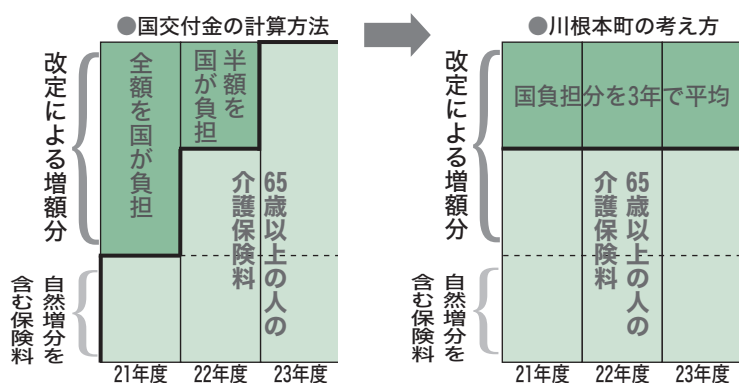


表1 ●新しい保険料(平成21年度から23年度まで)

所得段階	所得段階の説明	計算方法	月額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額 × 0.50	1,765円	21,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額合計が80万円以下の人	基準額 × 0.50	1,765円	21,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の人	基準額 × 0.75	2,648円	31,700円
第4段階	本人が住民税非課税、世帯に住民税課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額合計が80万円以下の人	基準額 × 0.92	3,248円	38,900円
第5段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で第4段階以外の人	基準額 × 1.00	基準額 3,530円	42,300円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が100万円未満の人	基準額 × 1.25	4,413円	52,900円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が100万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.37	4,836円	58,000円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.50	5,295円	63,500円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上の人	基準額 × 1.62	5,719円	68,600円



本町の介護保険料は3年間同じ額です

介護に従事する人の処遇を改善するため介護報酬が3割増額改定され、それに伴い介護保険料も上昇することとなります。皆さんに納めていただく介護保険料の急激な上昇を抑えるため、国の緊急特別対策(交付金)による軽減措置がなされます。本町では、介護保険料の基準額を毎年段階的に引き上げるのではなく、国の交付金を3年間均等に分配。21年度から23年度の介護保険料を毎年同額としています。

介護保険制度が、介護の現状に合わせて見直されました

平成21年度から第4期がスタート

平成12年4月にスタートした介護保険制度。皆さんが、より利用しやすいように制度の内容や、保険料を見直してきました。平成21年度からは、新たな第4期計画に基づく運営が始まり、それに伴い保険料も見直されました。

皆さんが、健やかで安心して毎日を送ることができるよう、介護保険制度がお手伝いします。

【問】
 福祉課長寿介護室
 ☎ (56) 2224